

本会が支援の対象としている方々は、次のとおりです

- (1) 交通事故により、保護者を失った子（原則として18歳以下）
- (2) 交通事故により、保護者が重度後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令「別表第1」の第1級、第2級 及び「別表第2」の第1級～第3級）のため就労できない家庭にある子（原則として18歳以下）
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる子の家族

- 保護者とは、主として生計を維持していた者を指します。
- 過去に交通遺児であっても、その後再婚（内縁関係にある場合を含む。）し、現在両親がおられる場合は対象外です。

<参考>

自動車損害賠償保障法施行令（関係分抜粋 平成23. 5. 2施行）

【別表第1】

等級	介護を要する後遺障害
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

【別表第2】

等級	後遺障害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	4 両上肢の用を全廃したもの
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	6 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	5 両手の手指の全部を失ったもの